

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会津若松市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2 %
全職員	75.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.9 %
本庁課長相当職	96.9 %
本庁課長補佐相当職	96.6 %
本庁係長相当職	100.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.9 %
31～35年	97.4 %
26～30年	95.0 %
21～25年	92.7 %
16～20年	85.7 %
11～15年	94.3 %
6～10年	93.3 %
1～5年	92.8 %

【説明欄】

- 育休取得職員を除く。
- 国等からの派遣職員及び割愛職員は、前歴の勤続年数を通算して算定している。
- 扶養手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は36.0%である。
- 管理職手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は29.0%である。
- 寒冷地手当の平均支給額は男性職員が多く、男性に対する女性の割合は72.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会津若松市上下水道局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	41.2	%
全職員	82.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	—	
本庁課長補佐相当職	—	
本庁係長相当職	—	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	
31～35年	93.4	%
26～30年	93.2	%
21～25年	—	
16～20年	—	
11～15年	85.9	%
6～10年	97.6	%
1～5年	95.2	%

【説明欄】

※16～20年、21～25年、36年以上は女性の該当者がいないため、公表なし。
※役割相当職に女性の該当者がいないため、公表なし。
※扶養手当の受給者は男性が多く、扶養手当の受給者に占める女性の割合は7.4%、扶養手当の支給額では女性の占める割合は16%である。
※管理職手当の受給者に占める男性職員の割合は100%である。
※男性の方は時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は64%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。